

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類等は、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売、貯蔵等）の現状

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく製造、販売等の許可事業所数は、表1-1、1-2のとおりである。

表1-1 火薬類事業所数等（市町村に権限移譲）（平成26年3月31日現在）

	製造業者（煙火類）			販 売 業 者										火 薬 庫								庫 外 貯 蔵 所			
	打上仕掛	がん具	打上・仕掛 がん具兼業	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	1級	2級	3級	実包	煙火	がん具	導火線	水 雷	小計	販売業者	委託貯蔵	土木業者	その他
仙南消防本部	1	0	0	1	2	0	2	0	0	1	2	8	6	0	0	0	1	0	0	0	7	4	0	0	3
仙台市消防局	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	4	10	8	0	0	1	12	1	0	0	22	3	0	0	13
名取市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	2	
岩沼市消防本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	
亘理消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
塩釜消防本部	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	4	1	0	1	0	2	0	0	0	4	3	0	0	7
黒川消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大崎消防本部	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	5	0	0	0	0	1	4	0	0	5	4	0	0	1
栗原市消防本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
登米市消防本部	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	5	6	0	0	1	1	0	0	0	8	4	0	0	0
石巻消防本部	0	0	0	0	2	0	0	2	0	1	6	11	3	0	0	0	1	1	0	0	5	2	0	0	1
気仙沼消防本部	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	4	2	0	0	0
県 合 計	4	0	0	1	13	1	7	7	0	4	19	52	28	0	2	3	24	6	0	0	63	23	0	0	28

※1 販売業者のA, B, C, D, E, F, G, H欄は、それぞれ、以下の内容をさす。

- A 火薬（猟用火薬を除く。）又は爆薬を販売するもの
- B 火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
- C 火工品（船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。）
- D 実包又は猟用火薬（猟用の無煙火薬と黒色火薬）を販売するもの
- E 船舶用火工品を販売するもの
- F 建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの
- G 煙火を販売するもの
- H 競技用紙雷管を販売するもの

※2 1級～3級火薬庫の定義は以下のとおりである。

- 1級 最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。
- 2級 土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。
- 3級 少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもので、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。

表 1 - 2 猟銃等製造販売事業所数(平成 26 年 3 月 31 日現在)

事業所区分	事業所数
製 造	0
製造・販売	8
販 売	2
計	10

(3) 火薬類・猟銃等関係許可等件数

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく平成 24 年度の許可件数は、表 2 - 1、表 2 - 2 のとおりである。

表 2-1 火薬類許可件数【市町村長に権限委譲】 (平成 25 年度)

許認可等区分	件数	許認可等区分	件数
火薬類製造営業許可	0	火薬類輸入許可	0
火薬類販売営業許可	0	火薬庫外貯蔵所指示	12
火薬庫設置許可	0	危害予防規程の認可	0
火薬類譲渡許可	5	保安教育計画認可	52
火薬類譲受許可	160	製造施設完成検査	0
火薬類消費許可	242	火薬庫完成検査	0

表 2 - 2 猟銃等許可件数 (平成 25 年度)

許認可等区分	件数
猟銃等製造許可(移転)	0
猟銃等販売許可(移転)	0

(4) 免状の交付

平成 25 年度の火薬類保安責任者免状交付件数は、表 3 のとおりである。

表 3 火薬類取扱(製造)保安責任者免状交付件数(平成 25 年度)

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換	計
甲種取扱保安責任者	37	1	0	38
乙種取扱保安責任者	13	1	0	14
丙種製造保安責任者	3	0	0	3
計	53	2	0	55

甲種取扱・・・火薬庫において火薬を貯蔵する場合、火薬類の消費場所(発破現場など)において火薬類を消費する際に、法の規程に基づいて種々の保安に関する職務を行う。

乙種取扱・・・甲種と乙種とは、火薬類の貯蔵合計量(乙種は年間に 20t 未満に限定)又は消費合計量(乙種は 1ヶ月に 1t 未満に限定)により、火薬類取扱保安責任者への選任資格が異なる。

丙種製造・・・煙火等の製造数量が 1日 300kg 未満の製造工場で火薬類製造保安責任者の選任資格を有する。

(5) 立入検査等

火薬類消費場所等に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況を検査するため、立入検査を行っている。

火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造及び設備等が技術上の基準に適合しているかについて保安検査を行っている。

平成25年度に実施した検査件数は、表4のとおりである。

表4 火薬類保安検査等実施件数【市町村に権限委譲】

(平成25年度)

	煙火製造所	火薬庫	販売所	消費場所	庫外貯蔵所	計
立入検査	5	48	54	189	36	332
保安検査	4	23	0	0	0	27

(6) 各種講習会の実施状況

(社)宮城県火薬類保安協会の主催する火薬類取扱者を対象とした各種保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚と事故防止の徹底を図った。平成25年度の実施状況は、表5のとおりである。

表5 講習会受講者数

(平成25年度)

講習区分	実施回数	受講者数
火薬類保安講習会(保安責任者等)	10	435
発破技術講習会	1	91
計	11	526

(7) 火薬類事故の発生状況

平成20年からの火薬類による事故の発生状況は、表6のとおりである。

表6 火薬類事故関係発生状況(経年変化)

年次 区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	1	0	3	0	2	2
死者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数	0	0	3	0	2	0